

第42回東日本中学校ホッケー日光大会 ご宿泊・弁当のご案内

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥のことお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度「第42回東日本中学校ホッケー日光大会」の開催にあたり、栃木県ホッケー協会のご了承のもと当社（東武トップツアーズ(株)高崎支店）が宿泊・昼食（弁当）の手配・斡旋・取次のお手伝いさせていただきますことになりました。つきましては、本大会の成功を目指し、お手伝いさせていただきますとともに、皆様のご来県をお待ちしております。

敬具

1. 宿泊について ※宿泊は東武トップツアーズ株式会社高崎支店の募集型企画旅行になります。

【宿泊日】 令和3年5月2日（日）・5月3日（月）

地区	宿泊施設名	部屋タイプ	条件	旅行（宿泊）代金
—	今市青少年スポーツセンター	和室	1泊2食	大人 5,200円税込 中学生 4,700円税込
今市地区	あたま館・竹美荘・日光屋旅館・しんこう苑・ホテルファミテック・ホテル村上	和室・和洋室・シングル・ツイン	1泊2食	7,500円税込
日光地区	ホテル高照	和室	1泊2食	9,500円税込
宇都宮	TOKAホテル	和室・シングル・ツイン	1泊2食	9,000円税込

※ 上記宿泊代金は、1泊2食 税金・サービス料込みの料金です。

※ 選手優先となりますので、応援者は、満室の場合は、選手と分宿になる場合があります。

※ 駐車場代は別途です。直接ホテルへ駐車場の状況をお問い合わせください

※ チェックインは原則、15:00以降、チェックアウトは10:00

それ以外は追加料金が必要となる場合あり。

※ 最少催行人員は1名 ※添乗員は同行いたしません。

※ 別紙の旅行条件書を事前にご確認の上、お申し込みください。

2. 弁当について ※弁当は旅行契約には該当しません。

【お渡し日】 令和3年5月2日（日）・5月3日（月）・4日（火）

【弁当代金】 1個 700円(税込) ※お茶なし

【受け渡し】 当日大会会場内の『弁当受付（保冷車）』にてお渡し致します。

3. お申込み・お支払いについて

別紙、宿泊弁当申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。

【受付締切】 **令和3年4月14日(水)**までとさせていただきます。

【手配回答】 **令和3年4月20日(火)**までに申込者責任者宛に回答書兼引換書・請求書をFAX又は郵送いたします。

【お支払い】 回答書面をご確認の上、**令和3年4月26日(月)**までにお振込みにてご入金ください。

振込口座 : みずほ銀行東武支店 当座 No.7486634
口座名 : 東武トップツアーズ株式会社

- ※ お振込みの際は、申込責任者または学校（チーム）名にてご入金ください。
- ※ 振込み手数料についてはお客様の負担にてお願いいたします。
- ※ 変更・取消に生じた差額は、大会終了後、振込にてご指定の口座へご返金致します。
- ※ 領収証の発行につきましては、領収証発行依頼書に基づき、大会期間中のお渡しもしくは大会終了後にご郵送致します。

4. 取消・変更について

お申込後の変更及び取消手続きについては、別紙申込書を訂正していただき、お申込時同様、FAXにて受付させていただきます。大会当日の変更・取消会場内『宿泊・弁当受付デスク』にお申し出ください。

(1) . 宿泊

宿泊について契約成立以降に解除される場合は1泊ごとに下記の取消料を申し受けます。

	契約解除の日	取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1. 6日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 5日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
	3. 3日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5. 当日の解除	旅行代金の50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- ※ご宿泊当日12:00までに取消の連絡がない場合は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。
- ※宿泊の取消の場合は上記の取消料がかかります。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- ※宿泊当日（5/2・5/3）は支店休業日にあたるため申込後にお伝えします当日連絡先にご連絡下さい。

(2) . 昼食弁当 ※手配先との取り決めにより以下の取消料を適用させていただきます。

取消日	提供日の前日正午までの解除	前日正午以降の解除及び無連絡
取消料	無料	100%

【旅行企画・実施】（お問い合わせ・お申込み）

観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員 ボンド保証会員

東武トップツアーズ株式会社 高崎支店

〒370-0828 群馬県高崎市宮元町2-1-2 高崎宮元町ビル3階

TEL: 027-325-3201 FAX: 027-325-3913

営業時間: 平日9:30~17:30 (土日祝日休業)

担当者: 村上 拓也

総合旅行業務取扱管理者 飯田雅晴



旅行業公正取引
協議会 会員



【客国21-053】

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社高崎支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の方法によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」 「大会参加・宿泊」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日直前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」 「宿泊代金」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」 「お申込み・取消しについて」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞り時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類または会社名 ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類または名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2~20万円、通院見舞金1~5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきましては、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただきまか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。(3) 当社は、旅行中に傷害等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷害等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2) この旅行条件・旅行代金は2021年3月3日現在を基準としております。

(2017.6版)

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



高崎支店

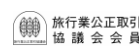
群馬県高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル3階

電話番号 027-325-3201 FAX 番号 027-325-3913

営業日 平日（土・日・祝日は休業） 営業時間 9:30~17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：飯田 雅晴



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症対策

【1.宿舎】

日本旅館・ホテル協会の取組宣言をもとに、本大会利用宿泊施設には下記の点を徹底するよう促し、お客様に安心安全に過ごしていただけるよう努めております。

- ①チェックインされるお客様に対し、対面を避けるなど感染予防策を講じた上で、100%の検温と本人確認を実施
- ②お客様から発熱や咳、咽頭痛などの症状が確認された場合、週末も含め保健所に連絡し、指導を仰ぐ体制の確立
- ③人数制限や時間制限を設けるなど、浴場や飲食施設等の共用施設における三密対策を徹底
- ④ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用 tong や箸などを用意して共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなどして、食事の際の三密対策を徹底
- ⑤その他、客室・共用スペースの換気・消毒の徹底など、各団体「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った感染予防対策を徹底
- ⑥上記の感染予防対策を徹底、実施している旨をホームページやフロントでの掲示等により対外的に公表



施設内換気の励行
Ventilation
常換気、換気窓開放
常換気 常換気



接客スタッフのマスク着用
The use of masks when serving
guests and customers
工が人数配に準
有換気用マスク着用



検温の実施
Temperature checks
定時検温実施
検温 検温



うがいの励行
Gargling
うがい
うがい



手洗いの徹底
Hand-washing
徹底
徹底



館内共用部の消毒の強化
Enhanced disinfection of
commonly used areas
館内共用部の消毒の強化
消毒 消毒



アルコール消毒液の配置
Placement of alcohol based hand sanitizers
配置 配置



ソーシャル
ディスタンスの徹底
1m以上離す
1m以上離す

【2.弁当】

お弁当配送における新型コロナウイルス感染症対策への取り組みとして以下を実施し、お客様に安心安全なお弁当をお届けすることに努めております。

- ①配送員全員へのマスク、アルコールスプレーボトルの配布
- ②配送員の出社時、配達終了時の手洗い、アルコール消毒の実施
- ③車の乗降時のアルコール消毒
- ④配送時のマスク着用
- ⑤納品先様の規定に従い配達、納品



1. 従業員の
マスク着用



2. 手洗い
手の消毒を徹底



3. 従業員の
体温を測定



4. 調理器具の
消毒を徹底



5. オゾンによる
水・空気の除菌



6. 調理場の
換気を徹底



7. 配達車の
消毒を徹底



8. 従業員の
健康管理を徹底